

青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

病院事業企業職員の介護休暇制度の見直し等に伴い、給与の減額要件に介護時間を加えるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 1 6 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「すべての」を削り、同条第 2 項第 2 号中「2 2 歳」を「満 2 2 歳」に改め、「および孫」を削り、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「2 2 歳」を「満 2 2 歳」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 1 8 条第 2 項中「または介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「支障があるもの」の次に「(以下「要介護者」という。）」を、「休暇をいう。）」の次に「または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を加える。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条
例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

病院事業企業職員の介護休暇制度の見直し等に伴い、給与の減額要件に介護時間を加えるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 給与の減額要件の追加（第18条関係）

給与の減額要件に、介護時間（要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）を加える。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成29年4月1日

青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成16年条例第25号）

改正後	現行	備考
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 扶養手当は、扶養親族のある_____職員に対して給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子_____</p> <p>(3) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>、介護休暇</u>（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>または介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 扶養手当は、扶養親族のある<u>すべての</u>職員に対して給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>および孫</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>または介護休暇</u>（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの_____の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）_____の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	

<p>付 則 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>		
--	--	--